愛輝幼稚園　重要事項説明書

教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	学校法人大阪福島キリスト教学園
所　在　地	大阪市福島区福島 7-19-16
電 話 番 号	06－6451－0320
代表者氏名	松本　広美

2　施設の目的及び運営の方針

○施設の概要

名称	愛輝幼稚園
所在地	大阪市福島区福島 7-19-16
連絡先	電話番号　06－6451－0320 ＦＡＸ　　06－6451－0400
管理者	松本 広美
利用定員	※　運営規程第６条　教育標準時間の１号認定を受けた園児 ３歳　20 人　４歳　20 人　５歳 20 人　　計 60 人
開設年月日	平成 29 年　４月　１日

○目的　・運営の方針

当園は，幼児期における教育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供する。

(1)　園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築する。

(2)　園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育の環境を創造するよう努める。

3　特定教育・保育施設の概要（施設・設備等の概要も含む）

（1）施設

敷　地		745.60 ㎡
園　舎	構　造	鉄筋コンクリート造、２階建
	延べ面積	441.10 ㎡
園　　庭		498.80 ㎡

（2）主な設備

設備	部屋数	備　　考
保育室	３室	もも組（３歳児クラス）※満３歳児中途入園あり きく組（４歳児クラス） ゆり組（５歳児クラス）について各１室
遊戯室（ホール）	１室	
調理室	１室	別棟
職員室	１室	別棟
園長室	１室	別棟

4　提供する教育の内容

当園は、幼稚園教育要領を踏まえ、次の教育を提供します。

(1) 本園の教育課程その他の教育の内容は、運営規定第2条及び、園則第10条に定めるとおり「進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感、自分以外の人に共感する力を持ち、社会生活における望ましい習慣や態度を身につけ、子どもたち一人一人がもっている発達する力を引き出し援助すること」をねらいとして、教育を提供する。

(2) 食事の提供については、別途記載する。(下記7)

5　職員の職種、員数及び職務の内容

令和8年4月1日現在

職　種	職務の内容	員数	常勤	備考（勤務時間等）
園長	園務を司り、所属職員を監督する	1	1	
副園長	園長不在時に園長の代わりとなり、所属職員を監督する。	1	1	
主幹教諭（主任）	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の保育全般を司る	1	1	
教諭	園児の保育を担い、環境を整える	7	6	
チャプレン	神さまを、身近に知れるようにする	1	0	週3日（3時間程度）

6　教育を行う日及び時間及び提供を行わない日

教育を行う日及び時間	休園日
月～金曜日　午前8時50分～午後2時00分 ＊行事等により、午前保育（午前11時30分降園）有 （＊事前にお知らせしております） ※月～金曜日とも上記教育時間終了後から、 最大午後6時迄一時預かり（預かり保育）事業を実施 長期休業期間中（夏期20日以上、冬期春期数日間）	土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日 長期休業日 夏期、冬期、春期 （＊カレンダーにより変動有） ＊その他、園長が別に必要と認めた日

7　食事の提供

(1)　食事の提供方法

業者委託（調理業務は「(株)富喜屋」と「(株)オリエンタルベーカリー」が行います。）

(2)　食事の提供を行う日、時間

教育を提供する日は、毎日11時30分ごろから、食事の提供を行います。

※　献立表は毎月別途お知らせします。

(3)　アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

◎食物アレルギー対応マニュアル有

※　食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、必ず事前にご連絡ください。

8　特別支援教育の取組み

地域社会の中で、障がいのあるこどもと、ないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児にも対応した保育を行っています。

＊特別の支援を必要とする支給認定子どもには、保護者の同意の元、しかるべき事務処理を経て、加配（特別に配慮を要する場合）の配置も行っています。（個別に対応を行っております。＊応相談）

９　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1)　特定教育・保育に係る利用者負担～保育料について～

令和元年10月1日より、保育料は完全無償化となりましたので保護者の方からの保育料の徴収はございません。

(2)　特定教育・保育の提供に要する利用者負担金等

以下に掲げる費用を負担していただきます。(月額)

支払方法、期日については、別途お知らせします。

(＊特定教育・保育の提供に要する費用については日割計算は出来ません。(年間十二分割均等割) 予めご了承下さい。)

施設・教育充実費 ¥8,000 (園舎等の整備、及び教育に関して、より一層の充実を図るため)
給食費　¥5,000
誕生会費 ¥300 (2か月に一回開催、2か月分合算)
絵本代 ¥400～500程度　(歳児、年度により変動有)
LEBER利用料　¥100 (体温管理アプリ)
＊卒園積立金 ¥4,000 (年長児のみ、卒園時に精算)
＊保護者会費 ¥900 (2026年度額) (＊愛輝幼稚園に園児を通わせる保護者の方々の会です。)

(3)　一時預かり (預かり保育) 通常保育時　14:00～17:00　1時間　¥300-
17:00～　10分毎に100円増し
午前保育時　11:30～15:00　1時間　¥300-
(11:30～13:00のみ　1時間30分 ¥300-)
＊尚、上記利用時間を超過した場合には、別途追加料金¥300-頂きます。(遅刻厳禁)

※預かり保育利用者全ての方に、別途おやつ代　¥100-　が加算されます。

＊特定教育・保育の提供に要する実費徴収の振替業務依頼先金融機関は、「ゆうちょ銀行」になります。

◎一時預かり費用については、毎月末日で〆、翌月に上記利用料と共に請求、口座より引き落としさせて頂きます。
(＊但し年度末 (3月分) のみ、早〆し、雑費袋にて同月中に徴収する事とします。)

１０　施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項

(1) 園則第4章 (13, 14, 15, 16条) 及び運営規程第7条に定める通り、利用の申し込みのあった教育標準時間の1号認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、大阪市・特定教育・保育施設運営基準第6条第2項により抽選、また本園の教育理念に基づく選考など、毎年度募集要項を事前に定めて明示し、公正な方法により選考します。
また、入園申込み期日で定員に満たない場合はその後も先着順で入園決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に、教育・保育の提供を開始します。

(2) 園児が卒園、もしくは、転退園等で通園が出来なくなった場合に教育の提供は終了します。
＊尚、退園・転園の際は、各方面への諸々手続き上、決まり次第速やかにお申し出下さい。
(遅くとも履行日の1か月前までには園所定の用紙に必要事項を記入の上、手続きを完了して下さい。)
＊休園の取り扱いについては、1か月以上に渡り予め欠席する事が決まっている場合 (計画的な長期入院や母親の里帰り出産等) に関して、休園開始予定の1か月以上前に所定用紙にてお手続き下さい。

１１　嘱託医または園医の概要　　(当園は、緊急時、以下の医療機関にお連れしています。)

（1）　外科（緊急時）

医療機関の名称	JCHO 大阪病院
医院長名又は医師名	西田　俊朗
所　　在　　地	大阪市福島区福島 4-2-78
電　話　番　号	０６－６４４１－５４５１

（2）　内科（検診）

医療機関の名称	上福島診療所
医院長名又は医師名	鎌田 典彦
所　　在　　地	大阪市福島区福島 7－4－27
電　話　番　号	０６－６４５１－３００１

（3）　歯科（緊急時）

医療機関の名称	ゆたか歯科
医院長名又は医師名	西村　豊
所　　在　　地	大阪市福島区福島 8－17－20
電　話　番　号	０６－６４５２－７６１８

歯科（検診）

医療機関の名称	竹村歯科診療所
医院長名又は医師名	竹村　勉
所　　在　　地	大阪市福島区福島 7－14－20
電　話　番　号	０６－６４５１－８６５３

＊上記以外にも必要に応じ、各種医院（耳鼻科, 眼科等）へ搬送する事があります。

１２　怪我等緊急時における対応方法

お預かりしている園児に、怪我及び病状急変等の緊急事態が発生した場合を想定し、当園では、個人情報保護の観点から、園児の傷病名及び施される処置等に対して必要な情報を教師が知る事に対する同意書を予めご提出頂いております。（＊入園時～卒園もしくは転退園の際まで、有効）

万一の緊急事態には、上記連携医療機関、もしくは、保護者が事前に指定する医療機関及び緊急連絡先等へ、速やかに、担任、若しくは主任教諭が電話にて連絡を行い、状況説明、傷病状況、搬送予定医療機関名、予想される処置等で、必要に応じては改めて同意を求め、園児の引き渡しの方法等についても併せてお伝え致します。

１３　非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　　有　　・誘　導　灯　　有 ・ガス漏れ報知機　　有　　・非常警報装置　　有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　　有 ＊入園時に非常用長期保存水を一本備蓄、卒園時に返還
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、年１回以上実施しています。

＊当園では、南海トラフ地震等に備えた防災訓練も行っております。

有事の際には、教会3Ｆギャラリーへ避難し、一定時間待機、津波が引いた後、地区指定避難所の「大阪市立 上福島小学校」へ誘導します。また、高潮の際には、近隣連携避難所の「金蘭会高等学校・中学校」へ誘導します。（＊園児の引き渡しに関しては、別途お知らせ致します。）

１４　虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1)　年に１回職員に対して虐待防止研修を実施

(2)　虐待防止マニュアルの作成、運用

１５　要望・苦情等に関する相談窓口等苦情解決方法

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　都築　志帆 ・ご利用時間　　9：30～　17：00 ・電話番号　　０６－６４５１－０３２０ FAX　　０６－６４５１－０４００ ＊担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

※　当園では、上記のほか、園内に要望・質問・苦情等に係る投函箱「おもいばこ」を、設置しています。所定用紙にて、8時50分～9時15分/13時55分～14時15分　投函可能です。どうぞ、ご利用下さい。

１６　利用者に対しての保険

保険の種類	全日私幼連保険制度（ＪＫ保険）
保険の内容	園児団体傷害保険Ｓ型
保険金額	¥1,010（＊園で負担しています）

園内外を問わず、保育活動中に起こった怪我と、通園の往復（正規ルート）中の怪我に対し、当園利用園児には傷害保険を掛けています。

（＊この他に、任意でも傷害保険を掛ける事が出来ます。（＊24時間保障型）ご希望の方はお申し出下さい。）

１７　過去３年間において当該施設を利用したこどもの人数

園児の利用状況（直近３ヶ年　10月１日現在）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
満３歳児	—	６人	５人
３歳児	１２人	１４人	２０人
４歳児	１７人	１２人	１４人
５歳児	１８人	１７人	１１人

１８　評価の実施の状況

項　目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和７年度分受審	特に問題なく、適正であると評価された。
自己評価実施状況	令和７年度分実施	当園ホームページに詳細を掲載しております。

１９　法第39条第３項若しくは第５項又は第57条第２項若しくは第４項の規定により当該特定教育・保育施設に関する事項についての公表又は公示はございません。

２０　その他

（１）守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

運営規定第11条及び上記12項目にも掲げる、個人情報及び守秘義務に関して、当園で知り得た個人情報は、園児の健やかな成長及び将来に渡り必要とみなされる施設、役所、及び小学校等への引継ぎ・説明の他、漏らすこと無く、当園内においてのみ取り扱うこととします。

（２）当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、キリスト教保育に関するご理解と、ご協力をお願い致します。また、他の利用者に対する政治活動及び営利活動はご遠慮ください。